

○ 総務省訓令第 号
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令
電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を次のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別紙 1 (第 4 条関係) 無線局の局種別審査基準 [第 1 略] 第 2 地上基幹放送局 [1 略] 2 超短波放送局 (地上系) (基幹放送用周波数使用計画第 1 の 2 (1)イに規定する周波数を使用するものに限る。) 超短波放送局 (地上系) (基幹放送用周波数使用計画第 1 の 2 (1)イに規定する周波数を使用するものに限る。以下「FM 放送局」という。) の審査は、1 (1)の基準によるほか、次により行う。 この場合において 1 (1)中「DTV 放送」とあるのは「FM 放送」と読み替えるものとする。 [(1)～(3) 略] (4) 周波数の選定 別添に示す方法により選定すること。同期放送の周波数を選定することが望ましい。 [(5)・(6) 略] (7) 申請局が基幹放送用周波数使用計画第 1 の 5 に規定する補完中継局 (以下「補完中継局」という。) である場合にあっては、(1)から(5)までの基準によるほか、次のとおりとする。 ア 次のいずれかの対策を目的としているものであること (ただし、 ^(イ) については、基幹放送用周波数使用計画第 1 の 5 に規定するその他の補完中継局に限る。))。 [(7)～ ^(イ) 略] <u>(イ) 中波放送を行う基幹放送局を正当な理由をもって 6 か月以上休止しようとする場合若しくは休止している場合又は廃止しようとする場合若しくは廃止した場合の当該基幹放送局の放送区域における放送の確保の対策 (以下本項 2 において「放送確保対策」という。)</u> [イ・ウ 略] <u>エ 放送確保対策を目的とする場合にあっては、放送確保対策の対象となる中波放送を行う基幹放送局を正当な理由をもって 6 か月以上休止しようとする場合又は休止している場合はその休止の計画が、廃止しようとするものである場合はその廃止の計画が、廃止済みのものである場合はその旨が具体的に確認できるものであり、かつ、申請局の放送区域が当該基幹放送局の放送区域 (当該基幹放送局が廃止済みのものである場合は廃止された時点の放送区域) を補完するものであること。</u> <u>オ 空中線電力</u> [略] <u>カ 他の無線局等への混信妨害等</u> [略] [(8) 略] [3～5 略] [第 3～第 26 略]	別紙 1 (第 4 条関係) 無線局の局種別審査基準 [第 1 同左] 第 2 地上基幹放送局 [1 同左] 2 [同左] [同左] [(1)～(3) 同左] (4) 周波数の選定 別添に示す方法により選定すること。 [(5)・(6) 同左] (7) [同左] ア [同左] [(7)～ ^(イ) 同左] [新設] [イ・ウ 同左] [新設] エ 空中線電力 [同左] オ 他の無線局等への混信妨害等 [同左] [(8) 同左] [3～5 同左] [第 3～第 26 同左]

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。